

アジア内での金融部門・企業再生の経験の双方向の共有の必要性

経済調査部 上席研究員 松井 謙一郎

2003年8月にマニラで開催された ASEAN+3 財務大臣会議において、「アジア債券市場育成イニシアティブ」(ABMI、Asian Bond Market Initiative)の早期の具体化に向けた作業を続ける事が合意され、現在6つのワーキンググループの下で、その具体化にむけた議論・検討が進んでいる。この背景にあるのはアジア危機後の一つの大きな教訓として、域内における長期資金供給メカニズムを時間をかけて改善していく必要があるという認識であるが、その一環として中小企業再生のための金融の拡充の必要性が指摘されている。

ABMIにおける実務の議論の進展と並行して、現在財務省の「アジアにおける債券市場研究会」(当研究所が研究会における事務局を担っている)においては、アジア債券市場の育成のための議論がなされており、その中心的なテーマとして中小企業向けの債権の証券化が議論されてきた。この議論の焦点は、いかにして日本での中小企業金融に係る証券化の取り組みの経験を踏まえて具体的な提案を行っていけるかという点に絞られてきた。

証券化自体は理論的にはわかりやすいものであるが、実際進めていくには様々な面での条件が整備される事が必要であり、日本でも証券化が急速に進んだと言えるのはここ10数年の事であり、中小企業金融の証券化が進んだのはここ5、6年の事と言えるが、日本でもそれなりに試行錯誤を行った結果として現在の姿があるのではないと言える。

アジア諸国の中でも一部の国(例えばマレーシア)では証券化の実績が積みあがっているが、そのような国においてもまだまだ課題は残されており、今後の実務的な課題への取り組みにおいて日本での経験を活用する余地が十分にあるものと考えられる。

先般もアジアの当局者と前述のテーマについて説明・意見交換を行う機会があったが、細かい実務面に至るまで日本の経験に対して様々な質問があり、先方の関心の高さが伺えた。

(以下は、本研究会の活動に携わることに伴い感じた個人的な意見ではあるが、)前述の話は日本の証券化の経験をアジア通貨危機の再発のために積極的に活用するという位置付けができるが、逆に、アジア危機後のアジア諸国での金融部門の不良債権処理、企業整理・再生の経験から日本が学ぶ事が残されているのではないかという観点から考える事も必要ではないかと思われる。

すなわち、現在はアジア全般で景気が回復しているが、1997年のアジア通貨危機に端を発した混乱によってアジア諸国は程度の差こそあれ、大きな痛手を受けて短期間の間に極めてドラスティックな対応を迫られる事となった。特にアジア危機の影響が非常に大きかったインドネシア、タイ、韓国においては相応の期間の内にマクロ経済の指標が改善する事となったものの、その裏ではIMFのプログラムの下で金融部門の不良債権処理と企業整理・再生が短期間の間に非常に痛みを伴う形で進められた。

これらの国々における金融機関・企業の破綻の大きな原因は、通貨価値の下落による為替差損の顕在化によるものであり、現在の日本の状況と単純に比較する事はできない事は確かであるが、短期間に急激な痛みを伴う変革を乗り越えてきた事はそれ自体は後ろ向きな経験ではあるものの、日本も含めたアジア全体で共有していくべき経験と位置付ける事は可能であろう。

最近、東アジアにおいては様々な面で統合の推進を検討しようという機運が各方面で高まっているが、各国における「様々な経験(前向き・後ろ向きを含めた種々の経験)」を、「(一方方向でなく)双方向の形」で、「様々なレベル(公的レベル・民間レベル・アカデミックのレベル等)」で、「アジア全体の貴重な教訓として共有していく(特に、金融部門・企業再生の経験)」という意識を高めていく事が今後のアジア地域における統合にとっても重要な要素であると考ええる。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>